○○年度第〇回　社会福祉法人〇〇会　評議員会議事録

○○年○○月○○日、理事長○○○○が評議員に対して評議員会の目的である事項についての提案を行い、当該提案について評議員全員から書面による同意の意思表示を得た。

これにより、社会福祉法第４５条の９第１０項において準用する一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第１９４条の規定（評議員会の決議の省略）に基づき、当該提案事項を可決する旨の評議員会の決議があったものとみなされたため、本議事録を作成し、議事録作成者が署名する。

記

１　評議員会の決議があったものとみなされた事項の内容

（１）第１号議案　○○○○について

○○○○・・・

（２）第２号議案　▲▲▲▲について

▲▲▲▲・・・

２　決議事項を提案した者の氏名

　　　　理事長　○○　○○

３　評議員会の決議があったものとみなされた日

　　　　○○年○○月○○日

４　議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

　　　　理事長　○○　○○

※１　評議員会の決議を省略した場合の議事録の記載事項については、次のとおりです。

　　　①　評議員会の決議があったものとみなされた事項の内容

②　①の事項の提案をした者の氏名

③　評議員会の決議があったものとみなされた日

　　　④　議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

※２　評議員会の決議が省略された場合には、同意の意思表示の書面又は電磁的記録を、法人の主たる事務所に決議があったものとみなされた日から10年間備え置く必要があります。

※３　「評議員会の決議があったものとみなされた日」とは、評議員全員からの同意の意思表示を確認できた日を指します。